

避難者訴訟 第37回期日について

190513 弁護士 川口智也、若生直樹、下里大介、岸朋弘

1 期日の概要

平成31年4月24日、避難者訴訟第37回期日が実施されました。今回は、裁判官の交代に伴う更新弁論（意見陳述）と原告3人の本人尋問が行われました。

2 意見陳述

今回の期日で裁判官（右陪席、左陪席）が交代しました。そこで、新たに裁判を担当することになった裁判官に原発事故によって生じた被害の実態を理解してもらうため、弁護士2名と原告1名が意見陳述を行いました。

(1) 若生直樹弁護士「損害論について」

まず、原発事故により生じた被害の特徴について、次のように述べました。

原告らは、長期間の避難を強いられ、「地域」や「地域社会」を根底から破壊され、そこで積み重ねてきた人生と生活の全てを丸ごと奪われました。その被害は、家庭生活、地域生活、職業生活など、生活・生産の全ての場面に及んでいます。さらに、それらの多様な被害が相互に関連し合い、影響を与え合うことによって、一層深刻な全人格的・全生活的な被害を発生させていることが本件の特徴です。

次に、吉村良一教授が、裁判所に提出した意見書で、原発事故により「包括的な生活利益としての平穏生活権」という権利を侵害されたと主張する原告らの考え方は適切だと述べていることを踏まえて、避難者訴訟1陣判決の不十分な点を批判し、2陣訴訟では損害の内容と賠償額の算定評価をやり直すべきだと求めました。

そして、原告らの請求する2つの損害が、避難生活に伴う精神的苦痛による損害（避難慰謝料）と地域社会生活を破壊されたことによる「故郷喪失損害」であると改めて説明した上で、避難指示が解除されても原告らの被害は回復しておらず、故郷喪失損害は賠償されていないと述べ、裁判所に対して、原告らの損害を正當に評価することが裁判所の重要な使命だと述べました。

(2) 鈴木堯博弁護士「山木屋を奪われた原告らの『ふるさと喪失』被害の実態について」

2陣訴訟の大半を占める山木屋原告が受けた「ふるさと喪失」被害の実態について、写真や新聞記事などのスライドを示しながら意見を述べました。

山木屋では、2017年3月31日に「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」の避難指示が解除されましたが、原発事故により破壊された当時の状況が今もそのまま続いており、ふるさと喪失被害は一層深刻になっています。被害の実態について、鈴木弁護士は、現在、山木屋に居住している人数が低く、帰還率も低迷しており、帰還者が高齢化していると述べました。

また、昨年4月1日に開校した山木屋小中一貫校が、わずか1年で休校に追い込まれてしまった問題など、山木屋に地域の将来を担う子どもたちが帰還できない状況について説明しました。その背景にあるのは、放射能汚染への大きな不安です。鈴木弁護士は、この不安が子どもたちや若年層の山木屋帰還を妨げる最大の要因になっていると述べました。

それ以外にも、山木屋には、除染、仮置場の撤去、農業再開、復興支援事業など、様々な問題が山積しています。鈴木弁護士は、これらの問題に言及した上で、山木屋原告の裁判での証言を引用して、山木屋に帰還した住民が置かれている厳しい状況や山木屋の将来の見通しを述べました。

最後に、今後の訴訟進行について、山木屋の現場検証を実施して、裁判官自身の目で山木屋の被害の実態を見るよう求めるとともに、原告の尋問を続けつつ、大森正之教授・関礼子教授の証人尋問を実施するよう求めました。

(3) 原告 菅野勝久

菅野さんは、詩人の和合亮一さんによる「言わば震災後8年ではなく、震災8年である」という言葉を引用して、裁判所には、事故から8年が経過した現時点でも被害が継続しているのだ、被害は現在進行形であるという点を受け止めてほしいと述べました。

菅野さんが強調したのは、原発事故による被害が事故直後と8年が経過した現在では大きく異なっていることです。事故直後、被災者は山木屋からの避難を強いられ、避難先で苦しい生活を強いられました。8年が経過した現在、山木屋に帰還した人もいれば、断念した人もいます。菅野さんは、家族を守るために帰還を選択しましたが、山木屋の復興は惨憺たる状況だと述べました。

最後に、苦渋の選択で移住を選んだ方の苦労についても触れながら、東電がすべての被災者の生活再建に責任をとるべきだと述べ、裁判所には希

望をもてる判断をしていただきたいと述べました。

3 本人尋問の内容

(1) M.T さん（担当弁護士：若生直樹、鳥海準）

T さんは、山木屋で生まれ、山木屋で育ちました。

山木屋で幼少期から過ごしていた自宅は約 50 年前に建てられたもので、増改築を繰り返し住んでいたものです。部屋の数、広さも十分で自然に囲まれており、近くに家がないため、大変静かな環境でした。

自宅の庭は T さんのお父さんが、庭造りを趣味としていたこともあり、大変きれいに整備されていました。法廷のスクリーンにもその庭の様子は映し出され、大変立派なものでした。部屋の数も広さも十分であり、また、そのような立派な庭があったため、親戚一同が集まり 20～30 人で BBQ をおこなったり、庭でお花見を行うなど、交流の場所となっていました。

しかし、現在は自宅も取り壊し、誰も手入れをすることのなくなった庭も荒れ果ててしまいもはや以前の面影は失われてしまいました。そのことについて、T さんはとても寂しいものであると法廷では語っていました。

また、T さんは「山木屋太鼓」というクラブやから松林コンサートというイベントの立ち上げに関与し、深く関わっていました、

これは、T さんが山木屋のことが大好きで、山木屋の住民がふるさとである山木屋に誇りを持って欲しいとの思いから立ち上げたものです。

山木屋太鼓は平成 13 年に立ち上げたものですが、一番多いときで約 50 人のメンバーがおり、そのうちの約 30 人は山木屋小中学校の生徒でした。山木屋の風土も太鼓には適していました。大きな音を出しても、注意されることはなく、1 年中練習することが出来たのです。子供も大人も関係なく、山木屋の住民同士で「山木屋太鼓」を作っていたのです。

「山木屋太鼓」は、山木屋で開催されるイベントには欠かせないものとなり、平成 21 年には、全日本創作太鼓フェスティバルという全国大会で優勝までしました。T さんが望んでいた山木屋の「誇り」ができたのです。

また、自然豊かな山木屋のキャンプ場で山木屋太鼓の演奏などを行うから松林コンサートも、500～600 人ほどが集まる一大イベントになっていました。このようなイベントの開催を通して、山木屋住民は、自分たちのふるさとの良さを再認識することができました。

しかし、それらも本件事故で大きく変わってしまいました。現在、山木屋太鼓には 16 人しかおらず、山木屋出身の子供は 2 人しかいません。さらに、川俣町では、大きな音による迷惑もかかってしまい、練習場所の確

保も困難です。また、から松林コンサートは開催することすらできていません。

このように、Tさんは大好きであった山木屋を奪われ、また、誇りであった山木屋太鼓、から松林コンサートも本件事故に奪われてしまい、その悔しさがにじむ尋問となりました。

(2) K・Eさん（担当弁護士：岸朋弘、大木裕生）

Eさんは、福島県伊達郡で生まれ、結婚を機に山木屋で暮らし始めました。

Eさんが山木屋を初めて訪れたのは、19歳のころでした。その際の印象は、山の中ですごいところだという感想を抱きました。当初は、山木屋で生活することに不安がありましたが、周囲の方から、未体験の農業について様々なことを教えてもらうなど、山木屋で地域の優しさを感じることができたと語りました。

Eさんは川俣町と山木屋の母の会の要職を務めてきました。母の会は、子どもたちの安全を願い、交通安全教室を開催するなどの活動に取り組んできた団体です。母の会の集まりには、多いときは40人が集まり、グッズの制作などを行っていました。Eさんは、子どもたちもいる中で、雑談をしながら楽しい雰囲気だったと、当時のことを懐かしむように語りました。母の会の活動は、山木屋の外から来たEさんにとって、子育てや嫁姑関係などの悩みを相談できる貴重な場でしたが、そのような場も原発事故により失われてしまいました。

また、母の会は、青少年健全育成協議会と共催で夏にキャンプを開催しており、毎年100人もの子どもが参加していました。キャンプではゲームや天体観測、花火大会など様々な企画を開催し、子どもたちはもちろん、保護者にも好評でした。ところが、原発事故後は、子どもの参加者が少なくなり、結局、キャンプ自体がなくなってしまいました。

Eさんは、事故後の避難生活でも苦労を重ねました。被ばくによる健康被害への不安や夫と離れて生活することになったこと、狭く、日当たりの悪い建物での生活を余儀なくされたことなどです。

2018年5月にEさんは山木屋に帰還し、川俣町の復興委員の一人として復興に向けた企画開催などの活動に取り組んでいます。その企画にはある程度の参加者が集まりますが、山木屋の方の参加はごく一部にとどまります。若い世代は被ばくへの不安や農業再開の目途がたたないため生活に希望がもてないなどの理由で帰還できません。せっかく企画を開催しても、若い世代の帰還にはつながらないと語りました。

最後に、Eさんは、山木屋のコミュニティーは元通りになる見通しはなく、山木屋の将来に不安があると辛い心情を述べた上で、東電に対し、以前のにぎやかな山木屋に戻してほしい、悔しいと語り、尋問を終えました。

(3) H・Wさん（担当弁護士：広田次男、平松真二郎）

Wさんは、山木屋行政区の甲2区の出身です。満州から引き揚げ者であるWさんの祖父が、6軒の開拓者の一人として山木屋に居を構えてから、Wさんの一族は山木屋で暮らしています。Wさんが聞いた話では、開拓を始めた当初は、米を作ることができず、雑穀で飢えをしのぐような苦労の日々だったということです。Wさん自身も子どものころは、雑穀やソバガキ、ジャガイモなどが日常食だったと語りました。その後、焼き畑を繰り返してようやく米を作ることができるようになりました。

Wさんは、祖父から数えて3代目です。食べるのもやっとだった時代から引き継いできた田畑を自分の代で絶やすまいと、子どものころから承継者であることを意識して生活してきました。承継者としての故郷に強い想いを抱いてきたのです。

原発事故によりWさんは山木屋での生活を諦めざるを得ませんでした。しかし、今なお山木屋の生活には未練が残っています。Wさんが山木屋での生活を諦めた理由は、高い線量、老後の生活設計の崩壊、農業ができなくなったことの3点です。

Wの自宅周辺の線量が高いのは、除染作業を行った範囲が狭く、山林の除染がほとんど行われていないことが原因です。除染結果の説明に来た役人は「追加の除染はしない。今は高線量でも追々低くなるから大丈夫」と説明しましたが、Wさんは全く納得できず、山木屋に戻ることはできないと考えました。

山木屋で作る食べ物についても同様です。山木屋と山林は切っても切れない関係ですが、その山林の線量が高いために、食べ物の放射能への恐怖が強く、安心して食べることができません。

また、除染作業により表土を5センチ削り取られてしまい、代々承継してきた田畑が使えなくなってしまったということも山木屋で生活できなくなった原因です。Wさんは、「百姓の命を奪うものだ」と語りました。

Wさんが暮らしていた集落では、山木屋に帰還した世帯もいます。しかし、農業の後継者がいるのは、そのうち1軒だけです。Wさんは、このままだと山木屋は消滅してしまうと述べた上で、「悲しい」「憤り」の両方の気持ちがあると語りました。

現在の生活について、Wさんは、体調が優れず、年金収入だけで経済的

にも余裕がない状態であると述べました。また、今の住居では、近所付き合いもうまくいかず、山木屋とは全く異なる生活を送っています。Wさんは、原発事故によって老後の生活設計が狂わされてしまった現在の生活について、言葉に怒りをにじませながら、「不安」「心配」「淋しい」という端的な言葉で表現して尋問を終えました。

4 今後について

次回は、平成31年6月19日（水）10時に期日があり、そこでは原告4人の本人尋問が行われます。

また、同年5月20日（月）10時には仙台高裁で第1陣の控訴審期日が行われますので、そちらにも是非ご参加ください。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上